

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

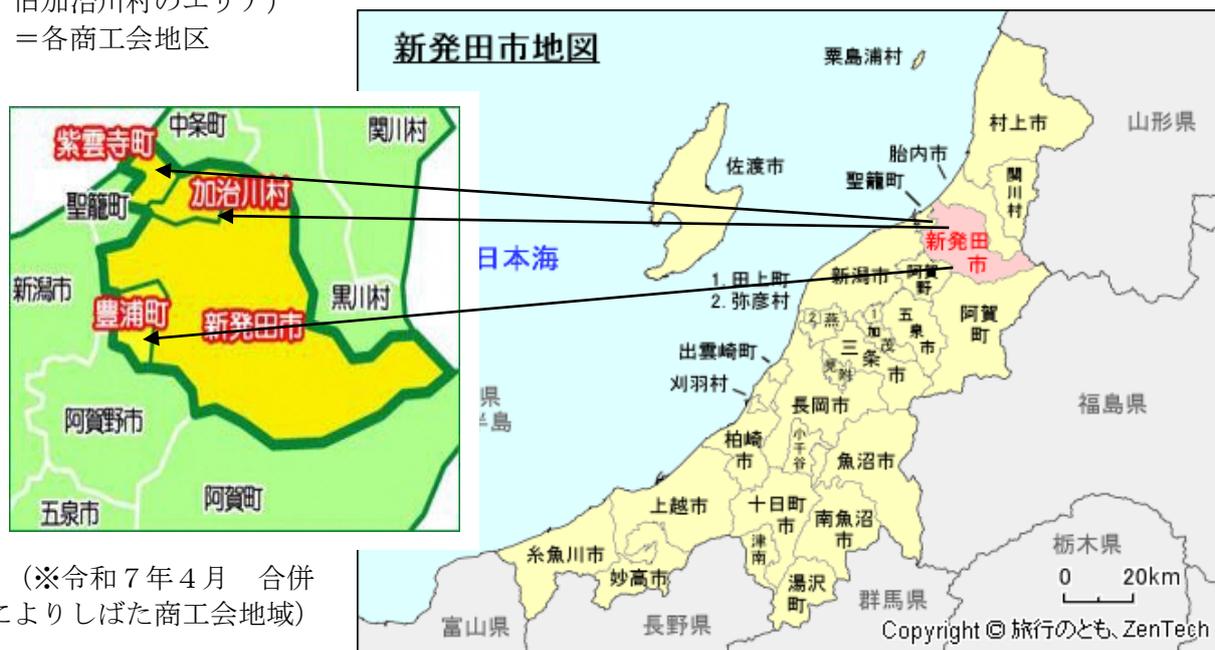
(1) 地域の災害等リスク

1) 地域の概要・立地

新潟県新発田市の旧豊浦町・旧紫雲寺町・旧加治川村地区にある当地域の豊浦地区は、新発田市の西側に位置し西に新潟市と阿賀野市に接しています。紫雲寺地区及び加治川地区は市の北部に位置し胎内市及び聖籠町に隣接しています。平成15年7月に旧豊浦町が新発田市と合併し平成17年5月に旧紫雲寺町及び旧加治川村が同市と合併し現在の新発田市となっております。地形的には新発田市北部を流れる2級河川である加治川が加治川地区・紫雲寺地区を流れています。また3地区の中では紫雲寺地区のみ日本海に面しています。市町村合併後も昨年度までは各々旧町村の地区で豊浦商工会、紫雲寺商工会、加治川商工会として独立した商工会でしたが令和7年4月、商工会は合併し「しばた商工会」となりました。

■新発田市豊浦・紫雲寺・加治川地区

(旧豊浦町、旧紫雲寺町、
旧加治川村のエリア)
=各商工会地区



(※令和7年4月 合併
によりしばた商工会地域)

当地域では、かつて昭和39年6月の「新潟地震」や昭和41年7月の「下越水害」昭和42年8月の「羽越水害」、平成7年4月の「新潟県北部地震」など過去に幾度もの地震や豪雨に見舞われてきた歴史があり今後もそのリスクがあることは否定できません。

特に加治川地区は次ページの古い地図でわかりますが塩津潟や福島潟など大きな潟に河川が流れ込む大きな湿地帯で海拔の低い地域が広がっています。

このような地形ゆえに上記の水害が2度にわたり紫雲寺地区、加治川地区に甚大な被害を与えました。



2) 新発田市の災害の特徴（想定される被害リスク）

【水害（土砂災害含む）のリスク】

新発田市は典型的な日本海気候となっており、梅雨期から夏にかけて降水量が多だけでなく、冬期も雪や雨として降水量が多くなっています。また近年は1時間に50mm以上の大雨が降る頻度が増加傾向にあります。そのため大雨が降った場合に加治川などの流域で外水氾濫の発生や凹状地など水が集まりやすく排水条件の悪い地形の場所での内水氾濫の発生が想定されます。

また豊浦地区、加治川地区においては土砂災害が想定されます。

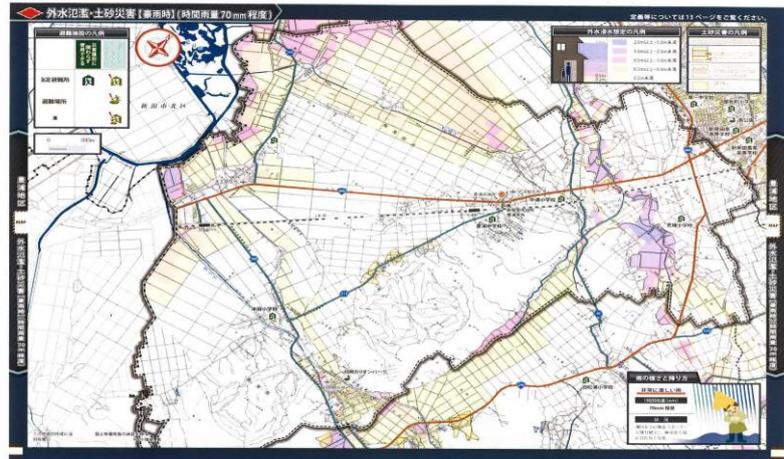
以下、新発田市が作成した豊浦地区、紫雲寺地区、加治川地区の外水氾濫及び水害による土砂災害のハザードマップです。

【豊浦地区】

外水氾濫・土砂災害
(豪雨時：時間雨量
70mm程度)

以上を想定したハ
ザードマップ

月岡地区、荒橋地区
天王地区のリスク
が高くなっています。

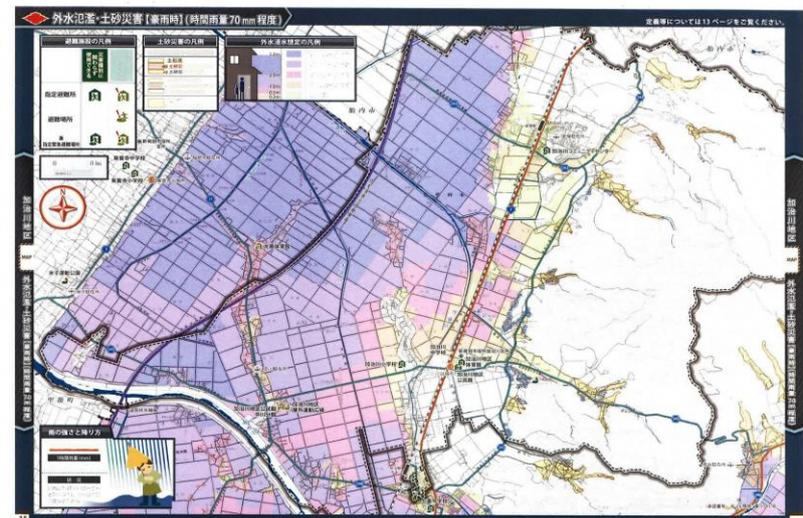


【加治川地区】

外水氾濫・土砂災害
(豪雨時：時間雨量
70mm程度)

以上を想定したハ
ザードマップ

加治川地区のほぼ全域
がリスクの高い状況です。

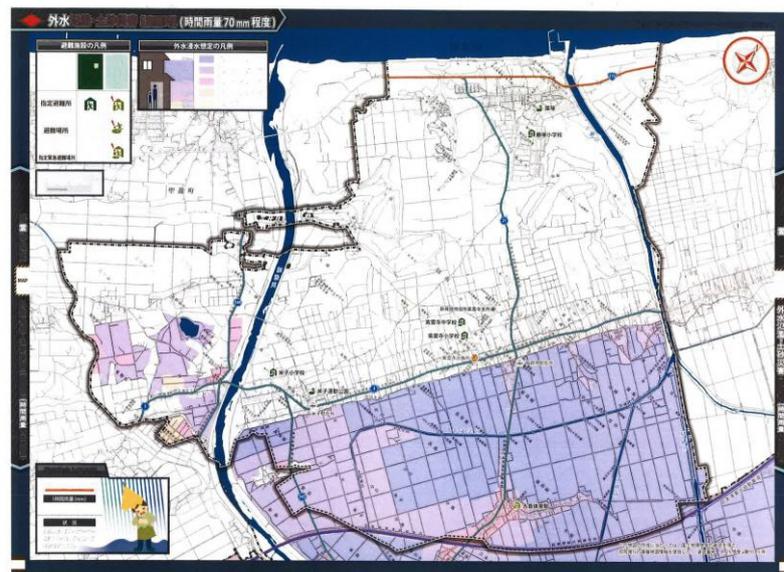


【紫雲寺地区】

外水氾濫・土砂災害
(豪雨時：時間雨量
70mm程度)

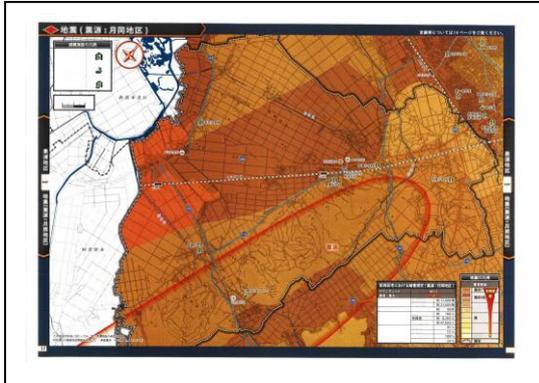
以上を想定したハ
ザードマップ

県道3号線の加治川
地区側、真野原、真野
原外地区のリスクが
高くなっています

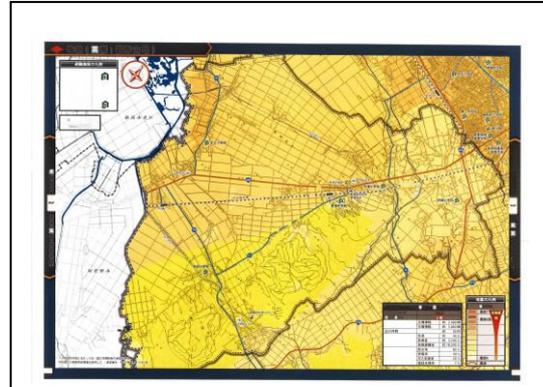


【地震のリスク】

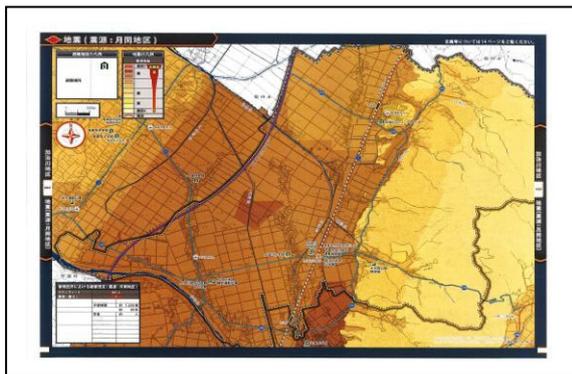
新発田市は、月岡断層帯、楯形山脈断層帯が存在するとされています。これらの活断層による地震が想定されます。以下、豊浦地区 紫雲寺地区 加治川地区のハザードマップです。



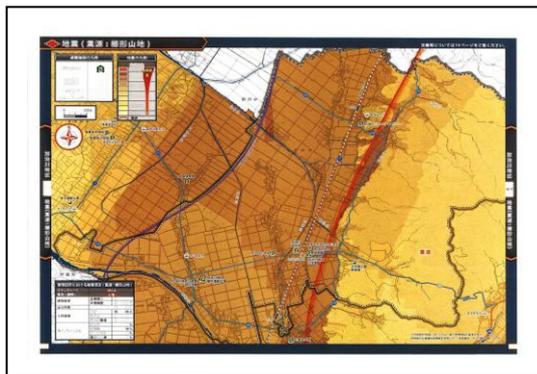
【豊浦地区 震源地 月岡地区】
M7.3 震度7を想定



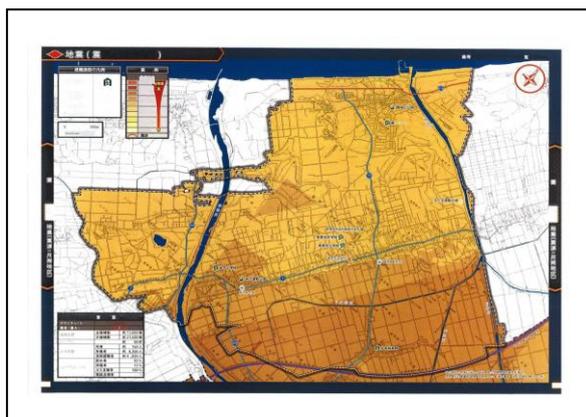
【豊浦地区 震源地 楯形山地】
M6.8 震度6強を想定



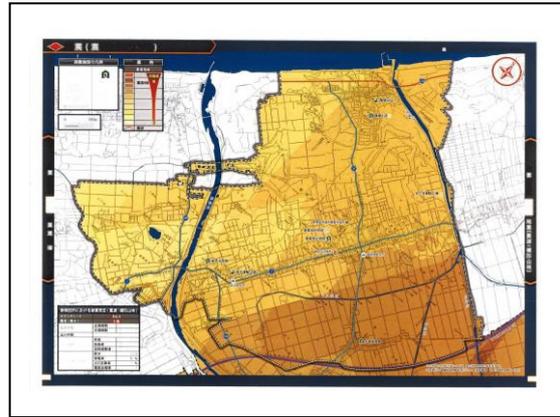
【加治川地区 震源地 月岡地区】
M7.3 震度7を想定



【加治川地区 震源地 楯形山地】
M6.8 震度6強を想定



【紫雲寺地区 震源地 月岡地区】
M7.3 震度7を想定



【紫雲寺地区 震源地 楯形山地】
M6.8 震度6強を想定

新発田市では、震源地別の大地震による市内全体の被害について下記のとおり予測しています。

【月岡地区を震源とする大地震発生の場合】

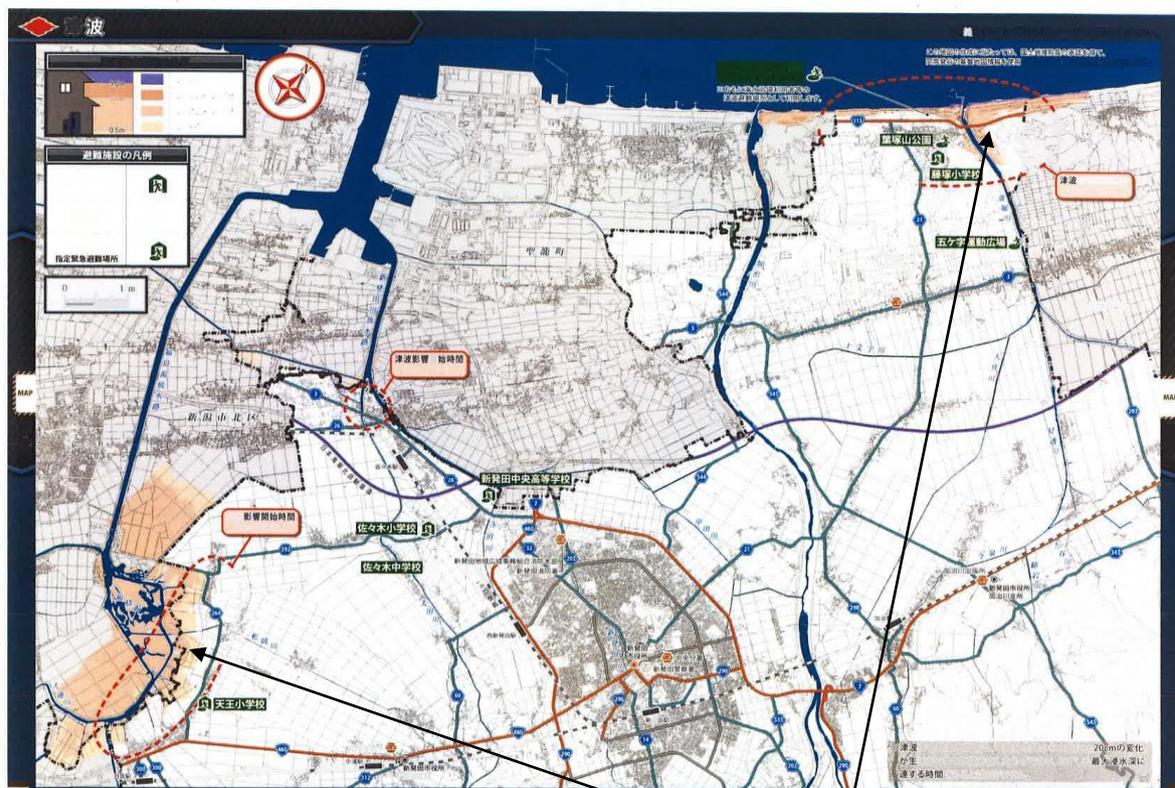
- 建物被害 全壊11000棟 半壊21600棟
- 出火件数 90件
- 人的被害 死者 160名 負傷者8300名 長期避難者 47600人
- ライフライン被害 断水率93% 停電率15% ガス支障率100% 電話支障率24%

【楡形山地を震源とする大地震発生の場合】

- 建物被害 全壊2400棟 半壊5800棟
- 出火件数 30件
- 人的被害 死者 40名 負傷者3100名 長期避難者 10200人
- ライフライン被害 断水率86% 停電率10% ガス支障率23% 電話支障率7%

【津波のリスク】

津波が発生した場合は、紫雲寺地区の海岸部被害を受けることが想定されます。また、落堀川や新発田川、福島潟（新潟市北区）放水路を遡上した津波により海岸部以外でも被害を受けると想定されます。新発田市では紫雲寺地区の海岸線を被害想定地区として下記のハザードマップを策定しております。



●津波影響開始時間 概ね5分～20分程度 津波被害想定地区 ○紫雲寺（滕塚浜地区）
○豊浦（天王地区）

3) 自然災害以外の被害リスク

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返しています。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は、相次ぐ変異株の出現により国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。

(2) 当商工会地区における商工業者の状況

- ・商工業者等数 751 人
- ・小規模事業者数 688 人

【業種別内訳】(全体)

業種		商工業者数	小規模事業者数	構成比	備考(立地状況等)
商 工 業 者	建設業	241	233	32.1%	管内に広く分散している
	製造業	73	57	9.7%	管内に広く分散している
	卸売業	15	15	2.0%	管内に広く分散している
	小売業	117	106	15.6%	管内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	57	53	7.6%	管内に広く分散している 特に月岡温泉地区に多い
	サービス業	214	197	28.5%	管内に広く分散している
	その他	34	27	4.5%	管内に広く分散している
	合計	751	688	100.0%	

【各地区別の内訳】

●豊浦地区(旧豊浦商工会管内)

業種		商工業者数	小規模事業者数	構成比	備考(立地状況等)
商 工 業 者	建設業	97	96	30.3%	管内に広く分散している
	製造業	27	21	8.4%	管内に広く分散している
	卸売業	5	5	1.6%	管内に広く分散している
	小売業	48	45	15.0%	管内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	35	32	11.0%	管内に広く分散している 特に月岡温泉地区に多い
	サービス業	98	92	30.6%	管内に広く分散している
	その他	10	8	3.1%	管内に広く分散している
	合計	320	299	100.0%	

●加治川地区(旧加治川商工会管内)

業種		商工業者数	小規模事業者数	構成比	備考(立地状況等)
商 工 業 者	建設業	62	59	39.0%	管内に広く分散している
	製造業	21	15	13.2%	管内に広く分散している
	卸売業	3	3	1.9%	管内に広く分散している
	小売業	18	15	11.3%	管内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	9	8	5.7%	管内に広く分散している
	サービス業	36	30	22.6%	管内に広く分散している
	その他	10	6	6.3%	管内に広く分散している
	合計	159	136	100.0%	

●紫雲寺地区（旧紫雲寺商工会管内）

業種		商工業者数	小規模事業者数	構成比	備考（立地状況等）
商 工 業 者	建設業	82	78	30.1%	管内に広く分散している
	製造業	25	21	9.2%	管内に広く分散している
	卸売業	7	7	2.6%	管内に広く分散している
	小売業	51	46	18.8%	管内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	13	13	4.8%	管内に広く分散している
	サービス業	80	75	29.4%	管内に広く分散している
	その他	14	13	5.1%	管内に広く分散している
	合計	272	253	100.0%	

[出所：しばた商工会商工業者名簿（令和7年10月1日時点）]

(3) これまでの取組

1) 新発田市の取組

- ・新発田市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・新発田市感染症予防計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・新発田市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

当地域における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は次のとおりです。

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

事業者BCPの策定に関する地域全体の取組状況は、未だ普及・啓発段階です。商工会の啓発活動により会員事業所には徐々に認識は高まりつつあるものの事業者が自発的に計画書を策定することは未だ本格化していないのが実態です。

また、小規模事業者等の防災対策が十分に進まない理由としては、小規模事業者の人材等の不足があると考えられます。日頃の経営支援を実施している中で、域内小規模事業者の多くが近年の全国各地の災害を見聞きし豪雨等による洪水の可能性については十分認識しており、事前の対策の必要性は十分認識していることが判りました。しかしながら日々の経営活動が忙しく、事前の災害対策にまで手が回らない現状があります。

今後は本計画策定の重要性を積極的に普及・啓発することに加え、BCP策定に向けた人材不足に対する支援体制の構築が当会の現在の課題となっています。

(2) 防災等について市との連携、協力体制が不十分である

現状では、域内小規模事業者に対する自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、新発田市との協力体制についての具体的な体制やマニュアルが整備されていないことが課題となっています。

(3) 感染症への対策が不十分

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要です。

Ⅲ 目標

(1) 小規模事業者へのBCP策定支援を強化します

地区内小規模事業者に対し災害等リスクの認識を促し、災害に対する事前対策の必要性を周知徹底するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定の支援を強化します。

また、BCP策定に携わる小規模事業者の人材不足の課題を解決するため商工会職員が資質向上を図りBCPを策定希望する小規模事業者でマンパワーが不足している場合には職員が伴走支援を行う体制を構築します。

(2) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制を確立します

発災発生時における管内商工業者との連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と新発田市との間における被害情報報告ルートを構築します。発災後は速やかに復興支援を行えるようにします。また、感染症が発生した場合には直ちに拡大防止措置を行えるよう、商工会の組織内における体制、及び新発田市等、関係機関との連携体制を構築し平時から直ぐに対応できるようにします。

(3) 災害における事前の対策並びに各種施策等の周知を徹底します

地区内小規模事業者に対して自然災害リスクや感染症等リスクについての認識を啓蒙して災害等の事前の対策の必要性を周知するとともに国、新潟県、新発田市の各種施策や支援策について平時より周知を徹底します。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と新発田市の役割分担、体制を整理し各々連携して以下の事業を実施します。

（1）事前の対策

今年度（令和7年）に制定した「しばた商工会危機管理規程」および「しばた商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかに対応できるよう取り組みます。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ① 巡回経営指導等の機会を活用して、新発田市が作成した各地区別のハザードマップや過去の被災事例等を調査し、事業所の立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策として、事業停止等への備え、水災補償等の損害保険や共済への加入、企業間の連携や国、新潟県、新発田市等行政の支援策の活用等について説明支援を実施します。
- ② しばた商工会だよりや新発田市の広報、商工会のホームページ等を活用して、国・新潟県・新発田市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCP策定に積極的に取り組む小規模事業者等を掲載し積極的なPRを行います。
- ③ 小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行います。
- ④ 事業継続の取組に関する専門家を招聘し、小規模事業者にBCP策定に関する普及啓発セミナーや行政等の施策、支援の情報支援や、損害保険等の情報支援を実施します。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症等は、いつでも発生する可能性があり、感染の状況も急激に変化することがあるため、当会としては、常に最新の正しい情報を入手して域内事業者へ伝え、デマや偽情報に惑わされることなく冷静に対応してもらうよう周知徹底します。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染の拡大防止策について事業者への周知を行います。また、今後の感染症対策に繋がる支援を実施します。
- ⑦ 域内事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、工場や事務所内換気設備の設置やITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等の情報を提供します。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・今年度（令和7年）に策定した「しばた商工会危機管理マニュアル（別添）」を準用して、随時、必要に応じて内容を更新します。

3) 関係団体等との連携

- ①新潟県火災共済協同組合及び「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」を取扱う損害保険会社に担当専門家を派遣していただき域内商工業者全体を対象とした普及啓発セミナーの開催や損害保険等の紹介等を実施します。
- ②感染症について、収束時期が予測しづらいため、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施します。
- ③関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼やセミナー等を共催して開催します。

4) フォローアップ

- ①小規模事業者のBCP等取組状況についての確認を行います。
- ②新発田市と適宜電話やメール等で支援の情報を共有します。また、必要に応じて連絡会議を開催して状況確認や改善点等について協議します。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等（震度6弱以上の地震）が発生したと仮定し、新発田市との連絡ルートの確認等を行います。また実地訓練は必要に応じて実施するものとします。

(2) 発災後の対策

自然災害等の災時には、人命救助が第一です。まずは当該を把握し関係機関へ連絡します。

1) 応急対策の実施可否の確認について

- ①自然発災後1時間以内に職員の安否確認を行います。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と新発田市とで共有します。）
- ②国内感染者発生後には、職員全員の体調を確認し、事業所の消毒及び職員の手洗い、うがい等の徹底を行います。
- ③感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、新発田市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行います。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有について

- ①当会と新発田市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決めます。
（例えば、当会職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤を止めて職員自身がまず身の安全確保をしたうえで警報解除後に出勤する等です。）
- ②当会職員全員が被災する等により応急対策が不可能な場合の各々役割分担を決めます。
- ③大まかな被害状況を確認して2日以内に情報を相互共有します。

(例：被害規模の目安は以下を想定します)

被害の規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考えます。

・ 本計画により、当会と新発田市は以下の間隔で被害情報等を共有します。

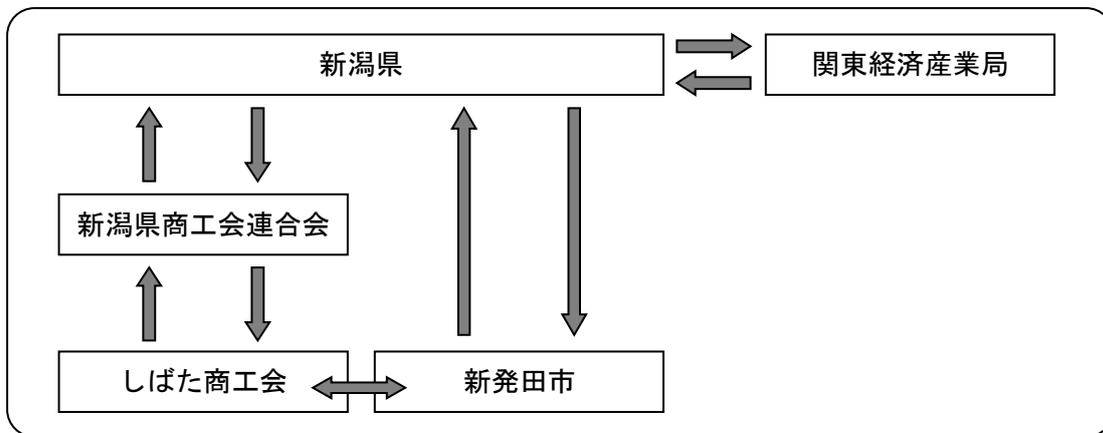
期間	情報共有の間隔
発災後～1週間	1日に2回共有する。
1週間～2週間	1日に1回共有する。
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する。
1ヶ月以降	新たに被害情報を把握した際に共有する。

④新発田市で取りまとめた「新発田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握及び発信を行うとともに交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施します。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる体制を構築します。
- ②二次的被害を防止するため、被災地域での具体的な活動内容を決定します。
- ③当会と新発田市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認をしておきます。
- ④当会と新発田市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会または新発田市から新潟県商工会連合会を通じて県へ報告します。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と新発田市が共有した情報を県の指定する方法にて当会または新発田市から新潟県商工会連合会を通じて県へ報告します。

(連絡ルート)



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ① 相談窓口の開設方法について、新発田市と相談します（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置します）。
- ② 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置します。
- ③ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認します。確認にあたっては、しばた商工会危機管理マニュアルに基づき、エクセルで作成した「別紙1 会員等被害状況調査表」を活用します。
- ④ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知します。
- ⑤ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行います。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ①新潟県の方針を踏まえ復旧復興支援の方針を決めて被災小規模事業者に支援を行います。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を新潟県商工会連合会等に相談します。

※ その他の件について

- ・上記内容に変更等が生じた場合は、新潟県商工会連合会を通じて県に報告します。

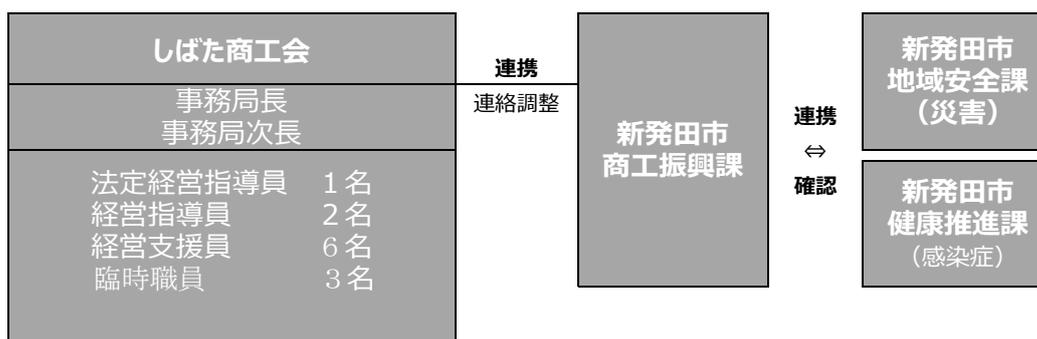
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年10月現在)

- 1 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- 2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 難波 英明（連絡先は後述3（1）参照）

- (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行います

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- 3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- (1) 商工会／商工会議所

しばた商工会（本所） 経営支援室
〒959-2323 新潟県新発田市乙次475番地3
TEL：0254-22-3925 / FAX：0254-23-5491
E-mail：shibata@shinsyoren.or.jp

支所 紫雲寺支所
〒957-0204 新潟県新発田市稲荷岡2371番地
TEL：0254-41-2319 / FAX：0254-41-2044

支所 加治川支所
〒959-2415 新潟県新発田市住田510番地
TEL：0254-33-3931 / FAX：0254-33-3932

- (2) 関係市町村

新発田市 商工振興課
〒957-8686 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
TEL：0254-28-9650 / FAX：0254-28-9670
E-mail：shoukou@city.shibata.lg.jp

※ その他について

- ・上記内容等に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告します。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ・チラシ作成費	150	150	150	150	150
・ 防災、感染症対策費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、新発田市補助金、新潟県補助金、会費・各種手数料等収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし